パラグアイ経済（２０１４年３月）

概要

（１）国内経済

●１１日，パラグアイ・ゴマ輸出事業者協会（CAPEXSE）は，２０１４年のパラグアイにおけるゴマの生産量予測を３２，５００トン（前年比６２％増）と発表した。

●１２日，政府は，官民連携法に関する規則（大統領令第１３５０号）を公布した。

●１３日，大蔵省は，２０１４年の課税対象者の条件及び納税義務者数を公表した。

●２６日，労組団体，農民団体，左派政党等が，アスンシオン市や地方都市において，カルテス政権に対して官民連携法の廃止等を求め，デモを実施した。

（２）対外経済

●６日，アルゼンチン港湾・水上運送副庁は，同国のパロマ港において認められていたパラグアイ船籍に対する係留許可を取り消した旨発表した。

●７日，ワシントンを訪問中のロイサガ外相は，ＩＤＢ本部において，ルイス・アルベルト・モレノ米州開発銀行総裁との会談を行った。

●７日，カルテス大統領は，フジクラ・パラグアイ社の第二工場拡張に伴う開所式に出席した。

●１０～１２日，カルテス大統領はバチェレ・チリ大統領の就任式のため同国を訪問し，チリ新旧大統領との会談を行った。

●２４日，当国を訪問したオルギン・コロンビア外相は,カルテス大統領を表敬した。

●２月の輸出額は約８億６，３５２万米ドル，輸入額は約８億５，４７３万米ドルであり，その内，メルコスール加盟国への輸出額は約６億１，８２１万米ドル，輸入額は約３億８，２３６万米ドルとなった。

１　国内経済

農業

●１１日，パラグアイ・ゴマ輸出事業者協会（CAPEXSE）は，２０１４年のパラグアイ産ゴマの生産量は，天候に恵まれたことから１ヘクタール当たりの単収が５００kg／ha（前年比４３％増）となり，３２，５００トン（前年比６２％増）に達する見通しを発表した。

●同日，当地において，ゴマに関する国際セミナーが開催され，天野・伊藤忠商事油脂・穀物製粉部大阪食糧課長及び髙田・カタギ食品社長が日本における現在のパラグアイ産ゴマの置かれる状況を説明し，日本市場におけるパラグアイ産ゴマの占める割合は２０１１年には６７．５％（３６，０５８トン）であったが，２０１３年には２３．５％（１２，３５７トン）にまで急激に落ち込んだ旨述べた。

●また，同セミナーにおいて，白沢CAPEXSE会長（白沢商工代表取締役）は，２０１４年のパラグアイ産ゴマの対日輸出は（生産量の回復により）２４，０００トンと倍増するであろうと述べた。

個人所得税の課税要件等の公表

●１３日，大蔵省は，２０１４年の個人所得税の課税対象は，２０１４年１月１日以降に，同年の累積所得が月額最低賃金の９６倍（１億５，９００万グアラニー（この米貨約３５，３３３ドル，最近の為替レート１米ドル＝４，５００グアラニーで算出））を超えた者である旨公表した。

●また，課税要件の基準額は，給与所得（ボーナスや旅費を含む）から，諸経費等を控除した額であり，納税義務者は，年間の個人所得が月額最低賃金の９６倍に達した時点から３０日以内に納税者登録を行わなければならない。

●なお，２０１３年の納税義務者数は，１４，５７７名となり，その内，１，１３８名が公務員であった。

官民連携法に関する規則の公布

●１２日，政府は，昨年１０月に成立した官民連携法に関する規則（大統領令第１３５０号）を公布した。同規則の概要は以下のとおり。

・公共事業における契約の形態は，政府主導型及び民間主導型の２種類。

・民間主導型の事業においては，民間企業の提出した事業案が承認された後，入札が実施される。この際，事業案を提出した企業は事業規模に応じて，３～１０％の追加的な評価を与えられた形で他の企業とともに入札に参加でき，仮に事業の落札に失敗した場合，事前調査費用分の経費は返還される。なお，同事業の投資額に占める政府支出の割合は，１０％が上限とされており，残りの部分は民間投資によって占められる。

・また，同規則は，政府と民間企業が，事業リスクを共有することを定めており，これらのリスクは，工学・建設，オペレーション，市場価格，自然環境・社会状況，財務管理，政治面，予期せぬ事象の７種類にカテゴリー化されている。

●ドゥアルテ大統領顧問は，同規則の公布に併せて開催された記者会見において，同政令は国内企業及び外国企業に対して，全く同じ条件の要件を定めており，国内の建設業者の脅威となるものではなく，逆に，重要な公共事業における両者の共同出資を可能にするものとなる旨述べた。

●また，同顧問は，官民連携法の利点について，政府の支出が，工事に必要とされる資本金のうち，最低限度額に抑えることができ，右政府支出のために外国からの新たな借り入れによる将来的な返済及び利子払いの必要がなくなる旨述べるとともに，民間企業が道路建設工事等に参入し，建設終了後は通行料金の徴収を通して工事費用の回収までを請け負うこととなるため，国民の税金をリスクにさらすことなく，質の高い道路の建設が可能となる旨述べた。

●モリーナス企画庁長官は，官民連携法に基づき実施する予定の８つの優先公共事業を公表した。右事業は，２号線・７号線を中心とした道路の複線化，１号線・６号線の改修・拡張，パラグアイ川の浚渫，シルビオ・ペティロッシ空港の近代化，ウパカライ湖周辺の下水道及び排水処理施設の整備，アスンシオン市における上下水道及び排水処理施設の整備，エステ市及び周辺地域における上下水道及び排水処理施設の整備，アスンシオン市－ウパカライ市間における鉄道の敷設となっている。

●また，モリーナス企画庁長官は，スペイン資本のIsolux Corsan社（道路建設，電力網建設）及びアルゼンチン資本のIECSA S.A.社（水路管理）によって提出された総額３０億ドルに上るプロジェクトに関し，事務的準備が整い次第，専門的な事業分析を開始する旨述べた。

デモ

●２６日，労組団体，農民団体，左派政党等が，アスンシオン市や地方都市において，カルテス政権に対して各種要求を求めるためのデモを実施した。主な要求は以下のとおり。

・官民連携法の廃止

・法定最低賃金の引き上げ率１０パーセント（３月１日から実施）を２５パーセントに変更

・農地改革

・学生用バス料金の設定

・民間企業による従業員の強制社会保障への加入を遵守させるための内務省の対策強化

対外経済

対日関係

●７日，カルテス大統領は，アルト・パラナ県エステ市のフリーゾーンに位置するフジクラ・パラグアイ社の第二工場拡張に伴う開所式に出席し，雇用創出に資する相次ぐ大規模な外国資本によるパラグアイへの進出及びパラグアイ国内における工場建設等により，当国の将来を楽観視している旨述べるとともに，新たな投資環境を整備する枠組みにおいて，外国企業の当国への更なる進出を促進する旨述べた。

●２０１３年９月までの同社による第一工場及び第二工場への投資額は，２，０００万ドルに相当し，当初４６０名だった従業員は，現在では１，５００名に増加した。

●現在，同社の従業員の平均年齢は，１８～２２歳であり，従業員の８０％が女性である。

●同社の製造分野は，フォルクスワーゲン，フォックス及びゴルを対象車種とする自動車ケーブルの製造であり，同自動車ケーブルの１００％をブラジル及びヨーロッパに輸出している。これまでにフォルクルワーゲン及びフォックス計１２万台を対象に約６０万本の自動車ケーブルを輸出した。

対外関係

（１）パロマ港（アルゼンチン）におけるバージ船の係留許可の取り消し

●６日，アルゼンチン港湾・水上運送副庁は，ウルグアイのヌエバ・パルミラ港での商品の積み下ろしを目的としたバージ船に対して，これらのバージ船が同港への入港待ちをするために，同港に隣接するアルゼンチンのパロマ港において認められていた係留許可を取り消した旨発表した。また，右に関し，ディアス・ウルグアイ国家港湾公社総裁は，パロマ港において，当初予定されていた港湾工事が完了されず，同港の利用において安全上の問題があるとされたため，同許可の取り消し措置が取られた旨説明した。

●ヌエバ・パルミラ港へは，パラグアイから毎月約２００隻のバージ船が入港し，穀物の積み下ろし作業等を行っており，同港における１年間の商品取扱量（約１，１００万トン）の内，約４５％はパラグアイ産の穀物となっている。また，同港への入港時，これらバージ船の約半数はアルゼンチン側のパロマ港において一時的に係留され，ヌエバ・パルミラ港に順番に入港するといった手順を取る必要があるため，今回のアルゼンチン当局による，バージ船等に対するパロマ港への一時係留許可の取り消しは，ヌエバ・パルミラ港へのアクセスを阻害するものとなる。

●ゴンサレス・パラグアイ外相代理は，アルゼンチン当局による今次措置に関する説明をアルゼンチン政府に求めているとしつつ，１０日，パラグアイ外務省のミッションが，ドゥアルテ在アルゼンチン・パラグアイ大使と今次措置に対する解決策を協議するため，ブエノス・アイレスに向けて出発した旨述べた。

●２４日，バレア・パラグアイ穀物・油糧作物輸出協会（CAPECO）会長は，約３週間が経過したアルゼンチン・パロマ港へのバージ船の係留許可の取り消しについて，迅速な解決がなされない場合，問題が複雑化し，パラグアイの穀物輸送コストがさらに増加する旨述べた。

●また，同会長は，アルゼンチンは，まず，ロサリオ（アルゼンチン）－ヌエバ・パルミラ（ウルグアイ）間において，穀物輸送船等の航行を制限し（当館注：一度に航行できるバージ船数を１６隻から８隻に減らした），その後，パロマ港への係留許可の取り消しを行うことで，パラグアイの穀物輸送に対し妨害を行っている旨述べるとともに，今後，これらの問題が解決されなければ，輸送コストが２０％以上増加し，例えば，現在のアスンシオン－ヌエバ・パルミラ間における輸送コスト３０ドル/トンは，４０ドル/トン以上になり得る旨述べた。

（２）ロイサガ外相のワシントン訪問

●６日，ワシントンを訪問したロイサガ外相は，米国国務省において，ウィリアム・バーンズ国務副長官との会談を行った。同外相は，同会談後，記者団に対し，６月３～５日にかけてパラグアイにおいて開催される予定のＯＡＳ総会の前に，ビジネスフォーラムを開催する事で合意した旨述べた。また，同外相は，同ビジネスフォーラムの目的について，民間企業が社会的責任の枠組みにおいて，適正な雇用を創出するために，市民社会と相互に交流することを可能にすることにある旨述べた。

●７日，ロイサガ外相は，ＩＤＢ本部において，ルイス・アルベルト・モレノ米州開発銀行総裁との会談を行った。同会談においては，「社会包摂を伴う発展」をスローガンとするＯＡＳ総会と平行して行われるビジネスフォーラムに対してＩＤＢが行う協力について，意見交換が行われた。また，ロイサガ外相は，モレノ総裁に対し，ＯＡＳ総会出席にかかる招待を行うとともに，ＩＤＢが支援を行うパラグアイにおける数々のプロジェクトの進捗状況について意見交換を行った。

（３）チリとの二国間経済関係

●１０～１２日，カルテス大統領はバチェレ・チリ大統領の就任式のため同国を訪問し，チリ新旧大統領との会談を行った。

●１０日，カルテス大統領は，モネダ宮においてピニェラ同国大統領との会談を行った。両大統領は，同会談において，二国間関係につき意見交換を行うとともに，昨年９月のカルテス大統領のチリ訪問の際に発出された両国関係の深化に向けた共同声明を歓迎した。

●また，同日，カルテス大統領は，アンドレス・ベジョ外交官学校において，バチェレ・チリ次期大統領との会談を行った。同会談に同席したロイサガ外相は，同会談後，記者団に対し，両国大統領が懸案となっているインフラ，通信，技術協力及び麻薬取引対策に関する両国間取決について意見交換を行った旨述べるとともに，バチェレ・チリ次期大統領の就任により，共同声明に則った形で，二国間の対話が進むであろうと述べた。

（４）ポルトガルとの二国間経済関係

●１０～１２日にかけて，バチェレ・チリ大統領の就任式のために同国を訪問したカルテス大統領は，１１日，バチェレ・チリ大統領就任式出席を前に，シェラトン・ホテルにおいて，ポルタス・ポルトガル副首相との会談を行った。ポルタス・ポルトガル副首相は，同会談後，記者団に対し，ポルトガルからの輸出だけでなく，両国企業の国際化に向けて，パラグアイがいかに興味深い国であるか確認するために，パラグアイに企業家ミッションを送ることを約束する旨述べた。また，同ミッションの派遣及びカルテス大統領のポルトガル訪問が今年中に行われることを期待する旨述べた。

（５）コロンビアとの二国間経済関係

●２４日，当国を訪問したオルギン・コロンビア外相は,カルテス大統領を表敬し,両国が関心を有するテーマについて意見交換を行った。なお，同表敬には，ロイサガ外相，セリ当地コロンビア大使等が同席した。

●ロイサガ外相及びオルギン・コロンビア外相は，外務省において，会談を行い，歴史的な友好関係に基づく両国間の協力における進展を確認するとともに，域内及び世界規模の懸案事項についての意見交換を行った。

●両外相は，同会談後，在パラグアイ・コロンビア人及び在コロンビア・パラグアイ人への公的サービス向上に関する省庁間協力協定に署名するとともに，共同声明を発出した。同共同声明における経済関連の主要点は以下のとおり。

・麻薬密輸やマネーロンダリング等の国際組織犯罪に関する両国当局間の緊密な連携を　　強調。

・コロンビアにおけるパラグアイ産牛肉の輸入の完全な再開に向け，諸手続を推進。

・太平洋同盟のオブザーバーとしてのパラグアイの参加及び太平洋同盟との更なる関係　　強化に向けたパラグアイの関心を強調。

対メルコスール

●２月のメルコスール加盟国への輸出額は約６億１，８２１万米ドルとなり，パラグアイの全輸出額に占める割合は，約７１．６％（内ブラジル３７．８％，アルゼンチン３２．５％，ウルグアイ２９．７％）であった。また，同月におけるメルコスール加盟国からの輸入額は約３億８，２３６万米ドルとなり，パラグアイの全輸入額に占める割合は，４４．７％（内ブラジル６８．７％，アルゼンチン２８．７％，ウルグアイ２．５％）であった。

貿易

●２月の輸出額は約８億６，３５２万米ドル（前年同期比１５．８％増），輸入額は約８億５，４７３万米ドル（同３．３％減）となり，貿易収支は約８７９万米ドルの黒字を記録した。

●４日，商工省は，２０１４年２月期のマキラ制度による輸出額が，約１，５４０万ドルに上り，２０１３年同月期と比較して，４８％増加した旨公表した。この内，主要な製造分野は，皮革製品及び衣類・繊維製品の分野であった。また，１１．９２％が自動車部品分野であった。同分野は，継続的に発展してきており，当国における雇用創出の見通しに大きな影響を与えている。なお，本年２月期のマキラ制度による輸出品の輸出先は，７０％がメルコスール域内（大部分がアルゼンチン及びブラジル向け）であり，３０％がメルコスール域外（主要な輸出先は，タイ，インドネシア，中国，フランス及びベトナム）である。

円借款

●２８日，パラグアイ外務省において，上田大使とロイサガ外相との間で，１７８億９，７００万円を限度額とする円借款「東部輸出回廊整備計画」のE/N署名及び書簡の交換が行われた。

●同計画は，パラグアイ東部のアルト・パラナ県，イタプア県において，生産地と輸出港をつなぐ東部輸出回廊の整備（アスファルト舗装，礫舗装及び橋梁の拡幅，掛け替え）を行い，パラグアイの輸出効率を向上させることを通じて輸出競争力を強化し，同国の経済の活性化を目的としている。(了)